第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

⑵　使用しないという決定を行った経緯及び理由

名　　称	理　　由
かずさ新事業創出型事業施設 （クリエイション・コアかずさ）	新事業創出型事業施設については、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における各独立行政法人について講ずべき措置において、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始することとされており、特に、入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は移管することとされておりました。 これを受け、平成28事業年度において関係機関との調整を経て使用しない決定に至ったものであります。
かずさバイオインキュベータ新事業創出型事業施設 （かずさバイオインキュベータ）	同上
熊本試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア熊本）	試作開発型事業促進施設については、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における各独立行政法人について講ずべき措置において、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図ることとされておりました。 これを受け、平成27事業年度において関係機関との調整を経て使用しない決定に至ったものであります。
堺試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア堺）	同上
東広島試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア東広島）	同上
四日市試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア四日市）	同上
岡山試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア岡山）	同上
浜松試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア浜松）	同上
伊丹試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア伊丹）	同上
八戸試作開発型事業促進施設 （テクノフロンティア八戸）	同上
多治見中心市街地都市型産業基盤施設 （たじみ創造館）	中心市街地都市型産業基盤施設については、平成25年12月16日に政策評価・独立行政法人評価委員会において示された「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」において、地方自治体等への売却又は移管を図ることとされておりました。 これを受け、平成27事業年度において関係機関との調整を経て使用しない決定に至ったものであります。
三鷹中心市街地都市型産業基盤施設 （三鷹産業プラザ）	同上

㈱　上記資産については、使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、表示しておりません。

Ⅲ　重要な債務負担行為

１．一般勘定

⑴　投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う義務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、97,539,708,846円であります。

⑵　研修運営に係る業務及び施設の管理・運営等業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、3,561,616,475円であります。

⑶　中小小売・流通等合理化促進事業に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,487,457,235円であります。

⑷　賃貸施設における建物総合管理業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、419,647,392円であります。

２．施設整備等勘定

賃貸施設における建物総合管理業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、390,352,608円であります。

３．小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定

⑴　コンタクトセンター（共済相談室）運営管理業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、2,415,258,000円であります。

⑵　共済業務に係るホストコンピュータ機器等の更新及び構築にかかる請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,741,309,812円であります。

Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅴ　固有の表示科目の内容

１．特定事業者復興支援施設

東日本大震災の復旧・復興支援のために行う被災地域産業地区再整備事業にて設置された特定事業者復興支援施設（仮設施設）が完成した際に、当該施設の完成に要した額をたな卸資産として整理しております。

２．特定事業者復興支援施設整備費

特定事業者復興支援施設を譲渡する際に、当該施設の完成に要した費用を経常費用として整理しております。

３．代理店勘定

当該事業年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、当機構において収納未済となっているものを整理しております。

Ⅵ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

平成27事業年度の繊維信用基金の廃止に伴い、繊維関連業務経理における全ての業務が終了したことから、平成28事業年度から同業務に係る区分経理を廃止し、一般経理へ権利及び義務を帰属させております。